

恵珠苑 指定通所介護事業所Ⅱ

運 営 規 程

《介護予防・日常生活支援総合事業

第1号通所事業(総合事業通所介護)用》

社会福祉法人 優 輝 会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人優輝会が行う介護予防・日常生活支援総合事業 に該当する第1号通所事業(以下「第1号通所事業」という。)の事業(以下「事業」という。)は、要支援者からの依頼を受けて、当該事業を行う事業所ごとに置くべき第1号通所事業の提供にあたる従業者(以下「従業者」という。)が、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立って、適切な第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の「心身機能」「活動」の維持向上を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとして行う。また、地域や家庭での役割づくりを支援することにより、利用者の社会参加の実現を目指す。

2 事業を運営するにあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市町、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に務める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 恵珠苑 指定通所介護事業所Ⅱ
- (2) 所在地 長崎市田上2丁目2番7号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1名(常勤職員)「生活相談員・介護職員兼務」
 - ① 事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に事業の運営に必要な指揮命令を行う。
 - ② 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、第1号通所事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した第1号通所事業計画を作成する。
 - ③ 第1号通所事業計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
 - ④ 第1号通所事業計画を作成した際には、当該第1号通所事業計画を利用者に交付する。
 - ⑤ モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る 介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者へ報告する。

- ⑥ モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて第1号通所事業計画の変更を行う。
- ⑦ 管理者業務に支障がないことから、生活相談員を兼務する。
- (2) 生活相談員 **1名以上**
(うち管理者・介護職員兼務1名、介護職員兼務2名)
生活相談員は、第1号通所事業計画に基づき、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう、利用者又はその家族に対し、相談援助等の生活指導を行う。
- (3) 介護職員 **1名以上**
(常勤専従1名、生活相談員兼務2名、管理者・生活相談員兼務1名)
介護職員は、第1号通所事業の提供にあたる。
- (4) 機能訓練指導員 **1名以上** (非常勤専従1名)
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、8月15日及び12月30日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、特別な必要がある場合はこの限りではない。

(第1号通所事業の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日10名とする。

(第1号通所事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 第1号通所事業の内容は次のとおりとし、第1号通所事業を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額と同額の利用料とする。

ただし、当該第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- (1) 生活指導(相談援助等)
- (2) 機能訓練(日常動作訓練)
- (3) 介護サービス(見守り等のサービス)
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 給食サービス
- (7) 入浴サービス

2 事業所は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを、利用者から受けることができる。

- (1) 通常の事業の実施地域を超えた地域に居住する利用者に対して行う送迎に要するガソリン代。(1 km100円として算出する)
- (2) 食事の提供に係る費用(650円)
- (3) おむつ代・マスク代(実費相当額)
- (4) 自費サービス(第1号通所事業の追加利用分)の費用
1日あたり 2,000円
- (5) 前各号に掲げるものの他、第1号通所事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。(実費相当額)
- (6) キャンセル料金

項目	金額
(1) ご利用日の前日夜21:00までにご連絡をいただいた場合(日・祝日問わず)	無料
(2) 上記の時間までに連絡がなく、利用を中止した場合	650円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対し事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、長崎市(旧香焼町・旧伊王島町・旧高島町・旧野母崎町・旧外海町・旧三和町・旧琴海町を除く)とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、第1号通所事業の提供を受ける際は、次の事項について留意するものとする。

- (1) 努めて健康に留意すること。
- (2) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
- (3) 指定された場所以外で火気を使用しないこと。
- (4) その他管理者が定めた事項。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、第1号通所事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 11 条 事業者は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災及び避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、半年毎に 1 回の避難及び救出、その他必要な訓練等を行う。
- 3 防火管理者は、講習等により必要な知識を身に付け、職員に指導し、定期的に設備等の状態や、避難経路等の確認を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 12 条 事業者は虐待の防止を重視し、安全な環境を提供する。

- 2 虐待防止検討委員会を設置し、おおむね半年に 1 回以上の会議と報告プロセスを確立する。
- 3 虐待の種類と徴候についての指針を策定し、従業者に普及させる。
- 4 従業者に対する虐待防止のための研修プログラムを設ける。
- 5 匿名報告の仕組みを提供し、報告者を保護するための措置を明示する。
- 6 虐待報告の進捗状況を関係者に通知し、適切な対応を取る。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上を図るための研修の機会を確保するとともに、業務体制を整備する。

2 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

- 4 事業所は、介護予防通所介護相当サービスに関する記録を整備し、第 1 号事業支給費の支払を受けた日から 5 年間保存するものとする。
- 5 事業所は、適切な指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- 7 利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 8 この規程に定める事項の外、事業の運営に関する重要事項は、社会福祉法人優輝会と事業所の管理者との協議に基づいて別に規定するものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

- | | | |
|-----------------|------|---|
| 平成 22 年 4 月 1 日 | 一部改正 | (介護職員非常勤を削除) |
| 平成 23 年 4 月 1 日 | 一部改正 | (従業者の員数) |
| 平成 23 年 6 月 1 日 | 一部改正 | (管理者の変更) |
| 平成 24 年 4 月 1 日 | 一部改正 | (管理者の変更、看護職員の削除) |
| 平成 27 年 4 月 1 日 | 一部改正 | (運営の方針及び休業日及び食事提供費の変更) |
| 平成 27 年 8 月 1 日 | 一部改正 | (介護保険利用料の負担割合の変更) |
| 平成 28 年 4 月 1 日 | 一部改正 | (従業者の員数変更、夜間想定避難訓練を削除) |
| 平成 28 年 7 月 1 日 | 一部改正 | (従業者の員数変更) |
| 平成 29 年 4 月 1 日 | 一部改正 | (従業者の員数変更) |
| 平成 29 年 8 月 1 日 | 一部改正 | (従業者の員数変更) |
| 平成 30 年 2 月 1 日 | 一部改正 | (従業者の員数変更) |
| 令和 2 年 4 月 1 日 | 一部改正 | (食事提供費の変更、キャンセル料金の追加) |
| 令和 3 年 4 月 1 日 | 一部改正 | (従業者の員数変更) 第 4 条
(その他運営に関する重要事項) 第 12 条 4・6 |
| 令和 4 年 4 月 1 日 | 一部改正 | (従業者の員数変更) 第 4 条(4)
(利用料その他の費用の額追加) 第 7 条 2(3) |
| 令和 4 年 5 月 1 日 | 一部改正 | (従業者の員数変更) 第 4 条(2)(3) |
| 令和 5 年 1 月 1 日 | 一部改正 | (食事提供費・キャンセル料金の変更) 第 7 条 2(2)(6) |
| 令和 5 年 4 月 1 日 | 一部改正 | (従業者の員数変更) 第 4 条(1)(2)(3)(4) |

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正 (従業者の員数変更) 第 4 条(2)(3)(4)
(虐待の防止のための措置に関する事項) 第 12 条追加
(業務継続計画の策定等) 第 13 条追加
(その他運営に関する重要事項) 第 14 条に変更
(その他運営に関する重要事項) 第 14 条(1)(5)追加